平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会　社　名　株式会社アパマンショップホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長　大村　浩次
（JASDAQ・コード8889）
問 合 せ 先　常務取締役　石川　雅浩
Ｔ　Ｅ　Ｌ　０３－３２３１－８０２０

定款の一部変更の追加に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 31 日に「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」として公表いたしました平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」に、下記のとおり変更事項の追加を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

(1) 平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所の現物市場が、株式会社東京証券取引所に統合されたことに伴い、現行定款第9条の3第1項第(1)号における「大阪証券取引所」の文言を「東京証券取引所」に変更いたします。

(2) 平成25年10月31日に「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」として公表いたしました、定款第5条の変更、第6条から第8条の新設及びこれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成26年4月1日とする旨の附則を新設いたします。

2. 変更の内容

平成 25 年 10 月 31 日及び本日開催の取締役会決議内容を踏まえた変更案は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第5条　当会社の発行可能株式総数は、4,135,000株とする。 2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式　4,135,000株 A種優先株式　654,546株	（発行可能株式総数） 第5条　当会社の発行可能株式総数は、41,350,000株とする。 2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式　41,350,000株 A種優先株式　6,545,460株
（新設）	（単元株式数） 第6条　当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第7条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利

現行定款	変更案
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第8条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。
第6条～第9条の2（条文省略）	第9条～第12条の2（現行どおり）
（残余財産の分配） 第9条の3　当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(a)普通株式1株当たりの時価、(b)IRR30％相当額又は(c)8,250円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）のうち、最も高い金額に相当する額の残余財産の分配を行う。「普通株式1株当たりの時価」及び「IRR30％相当額」については、以下にそれぞれ記載された定義に従い計算する。 （1）普通株式1株当たりの時価 「普通株式1株当たりの時価」とは、残余財産の分配が行われる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。	（残余財産の分配） 第12条の3　当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(a)普通株式1株当たりの時価、(b)IRR30％相当額又は(c)8,250円（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）のうち、最も高い金額に相当する額の残余財産の分配を行う。「普通株式1株当たりの時価」及び「IRR30％相当額」については、以下にそれぞれ記載された定義に従い計算する。 （1）普通株式1株当たりの時価 「普通株式1株当たりの時価」とは、残余財産の分配が行われる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（JASDAQ市場）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
第9条の3（2）～第35条（条文省略）	第12条の3（2）～第38条（条文省略）
（新設）	附則 第1条　第5条の変更、第6条から第8条の新設及びこれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成26年4月1日とする。 2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除するものとする。

3. 変更の日程

（1）定款変更のための株主総会開催日 ： 平成 25 年 12 月 20 日（金）

（2）定款変更の効力発生日

①平成 25 年 12 月 20 日（金） 第9条の3第1項第（1）号の変更及び附則の新設

②平成 26 年 4月 1日（火） 第5条の変更、第6条から第8条の新設及びこれに伴う条数の変更

以 上